

**医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、
医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式**

令和5年度報告書

アクセンチュア株式会社

目次

1. 本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

- 2.1. 周知計画
- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

- 3.1. 前提事項
- 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果
- 3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

1章：本事業について

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.1. 本事業の概要

本事業の概要

発注者：厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

事業名：医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

本事業の背景・目的（概要）

医療保険制度においては、令和3年3月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が開始された（本格稼働は令和3年10月開始）。一方で、医療扶助においては、令和元年12月の「新デジタル・ガバメント実行計画」の中で、令和5年度中にオンライン資格確認の導入を目指すこととなっている。

本事業では、令和5年度中に医療扶助のオンライン資格確認の運用が円滑に開始するよう、引き続き福祉事務所及び医療機関等に向けた運用の見直し等に係る丁寧な周知・広報等を行う。加えて、オンライン資格確認の仕組みを最大限活用できるよう、オンライン資格確認の導入を前提とした運用課題の検討や、医療扶助の更なる適正な運営等に係る検討を行う。

医療扶助のオンライン資格確認等の前提

- (1) 運用開始時期：令和6年3月1日
- (2) 対象医療機関等：全ての医療機関・薬局
- (3) 対象保険者：福祉事務所（都道府県/市区町村）
- (4) 対象証：医療券/調剤券
- (5) 対象利用者：生活保護受給者

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.1. 事業内容に対する理解（オンライン資格確認の利用拡大の方向性（目指すべき将来像））

未来投資戦略やデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、オンライン資格確認等システムの稼働以降、その基盤を活用し、「デジタル化されるサービス」「デジタル化される情報」「基盤を利用するアクター」の拡大が順次計画されているものと理解しています。

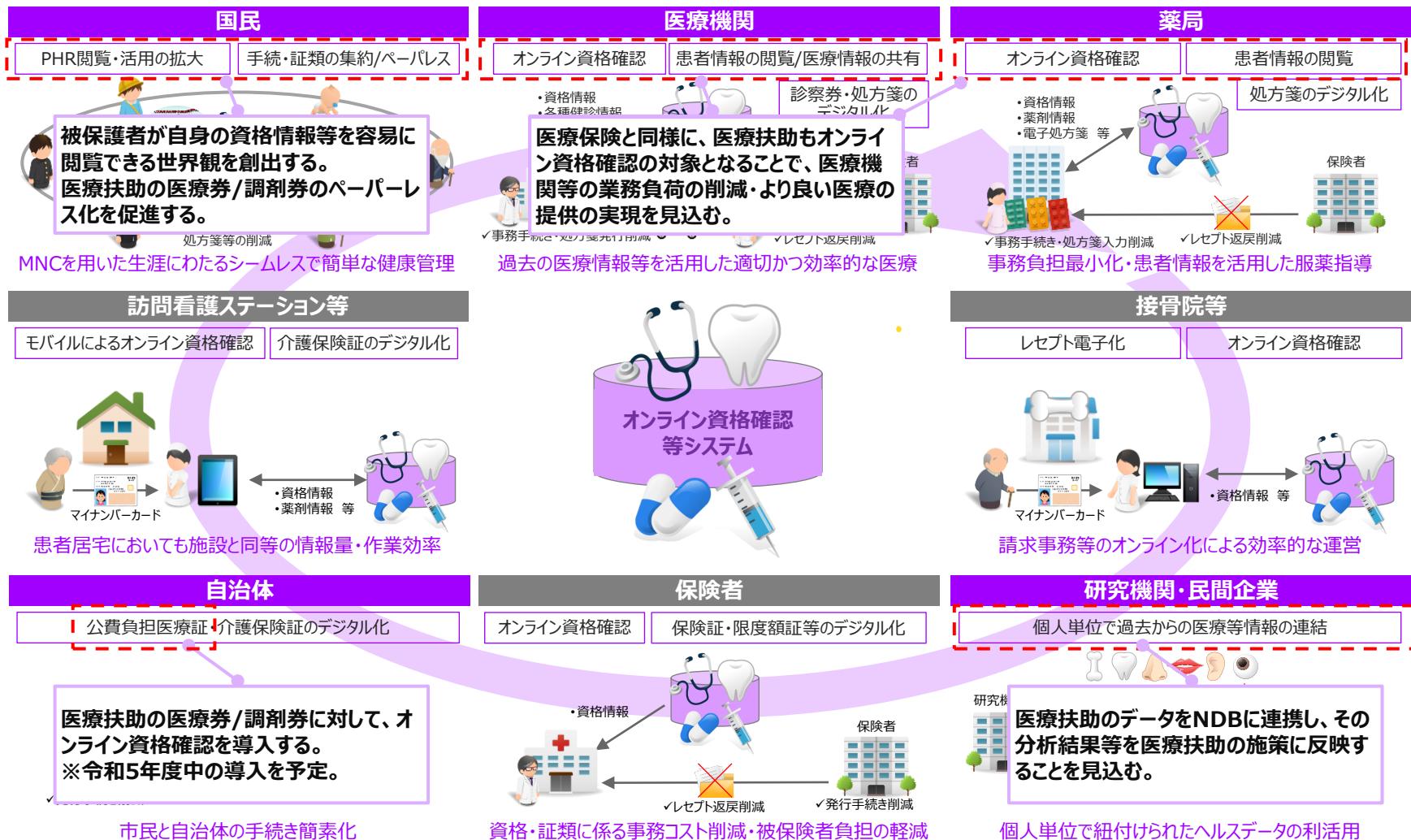


1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.2. 事業内容に対する理解（本周知広報のミッション）

本周知広報では、前述の将来像のうち、「公費負担医療証」の中の医療扶助の医療券/調剤券について、令和5年3月から運用開始する才医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、効果的な周知広報が求められていると理解しています。



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要**
- 1.2. 背景・目的**
- 1.3. 実施業務とスケジュール**
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧**

1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.1. 本業務の作業内容

本業務は調達仕様書「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式」の作業をスコープとし、3つの業務単位ごとに推進しました。各業務単位のスケジュールについては、後述の「全体作業スケジュール」に示します。

本業務の作業の概要

業務単位

概要

①

プロジェクト管理

- ・ 本プロジェクトの推進に当たって、プロジェクト計画書を作成後、当該計画書に基づくプロジェクト管理を実施しました。
- ・ 本プロジェクトを通して、進捗管理・品質管理・コミュニケーション管理・体制管理・リスク管理・課題管理を実施しました。

②

周知広報

<周知計画書の作成>

- ・ 周知広報の指針となる、周知計画書を作成しました。周知計画書の作成にあたっては、関係者（貴省及び支払基金等）と密に調整し、関係者にとって納得感のある周知計画書の作成を意図しました。

<福祉事務所向けの周知>

- ・ 福祉事務所向けポータルサイトを活用し、全国の福祉事務所及び福祉事務所システムベンダから寄せられる問合せについて貴省の回答支援を行いました。また、周知資料及びFAQの公開により福祉事務所の疑問点の解消に努めました。
- ・ 福祉事務所の対応課題についてアンケート/ヒアリングを実施し、未回答の自治体に対しては個別のアプローチを取ることで、福祉事務所の最新の課題状況を漏れなく把握できるよう努めました。また、導入が進んでいないと思われる自治体に対しては個別のアプローチを実施し、各福祉事務所の対応状況に沿った導入推進を実施しました。

<医療機関・薬局向けの周知>

- ・ 医療機関・薬局及びそのシステムベンダ向けの既存の周知チャネル（医療機関等向け総合ポータルサイト、医療機関等ONS、オンライン請求ポップアップ等）を活用して、周知資料の公開及び問合せへの対応を実施しました。
- ・ 合同説明会や医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きにおいて、他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋等）との同時導入作業が可能であり、導入に係る作業負担軽減の可能性について説明を行いました。

③

運用課題検討

- ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入により福祉事務所及び医療機関・薬局で対応が必要となる運用課題の検討を実施しました。
- ・ 特に、個人番号の紐づけ誤りの事例を踏まえ、真正性を確保した情報のみを登録する仕組みを構築し、誤った情報を登録させないよう注力しました。
- ・ また、1施設でも多くの福祉事務所及び医療機関等が運用を開始し、1人でも多くの被保護者が医療扶助のオンライン資格確認を実施いただけるよう注力しました。

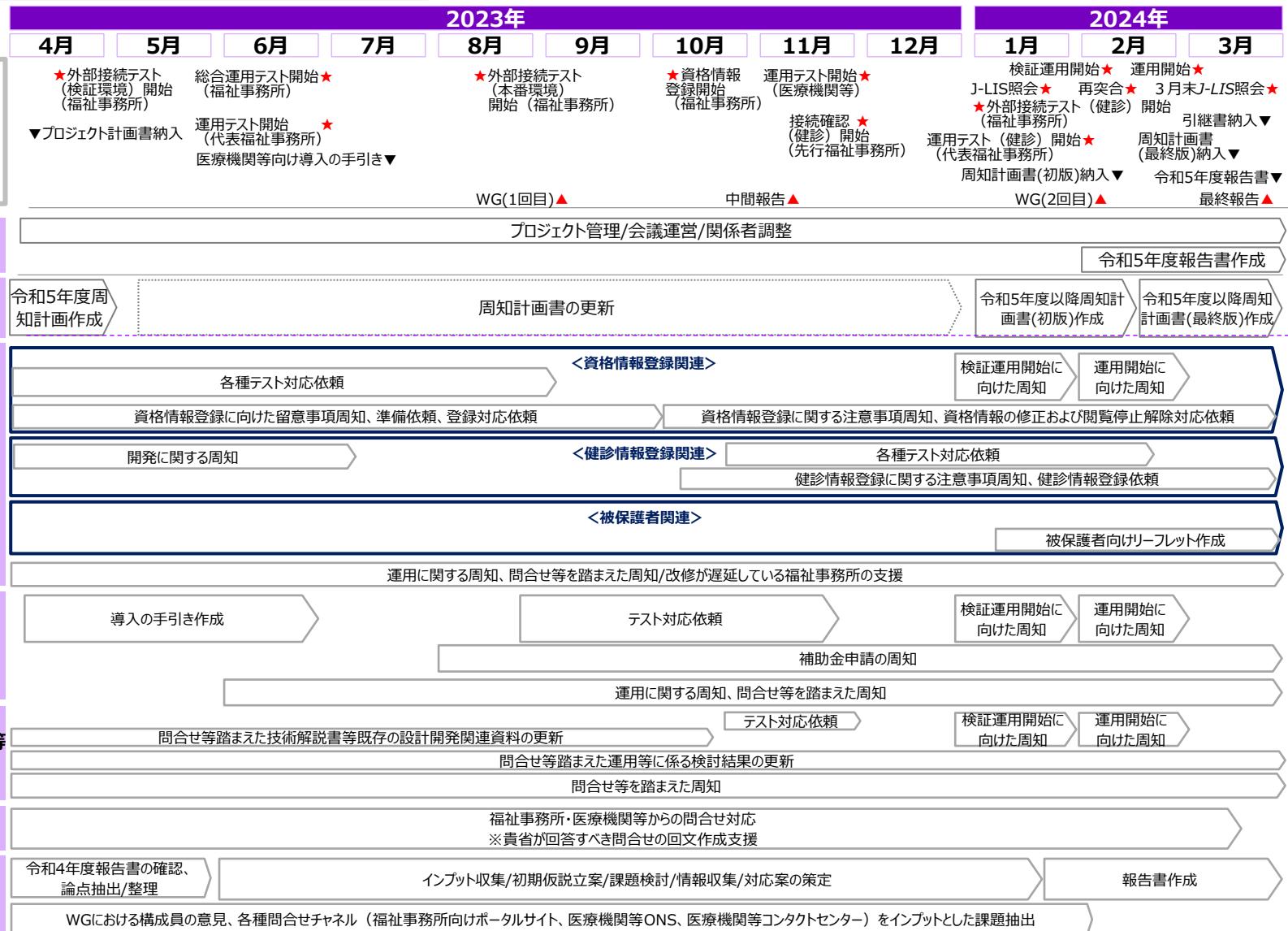
1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.2. 全体スケジュール

本業務は2023年4月～2024年4月末までの12ヶ月間にわたって実施しました。

全体作業スケジュール



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要**
- 1.2. 背景・目的**
- 1.3. 実施業務とスケジュール**
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧**

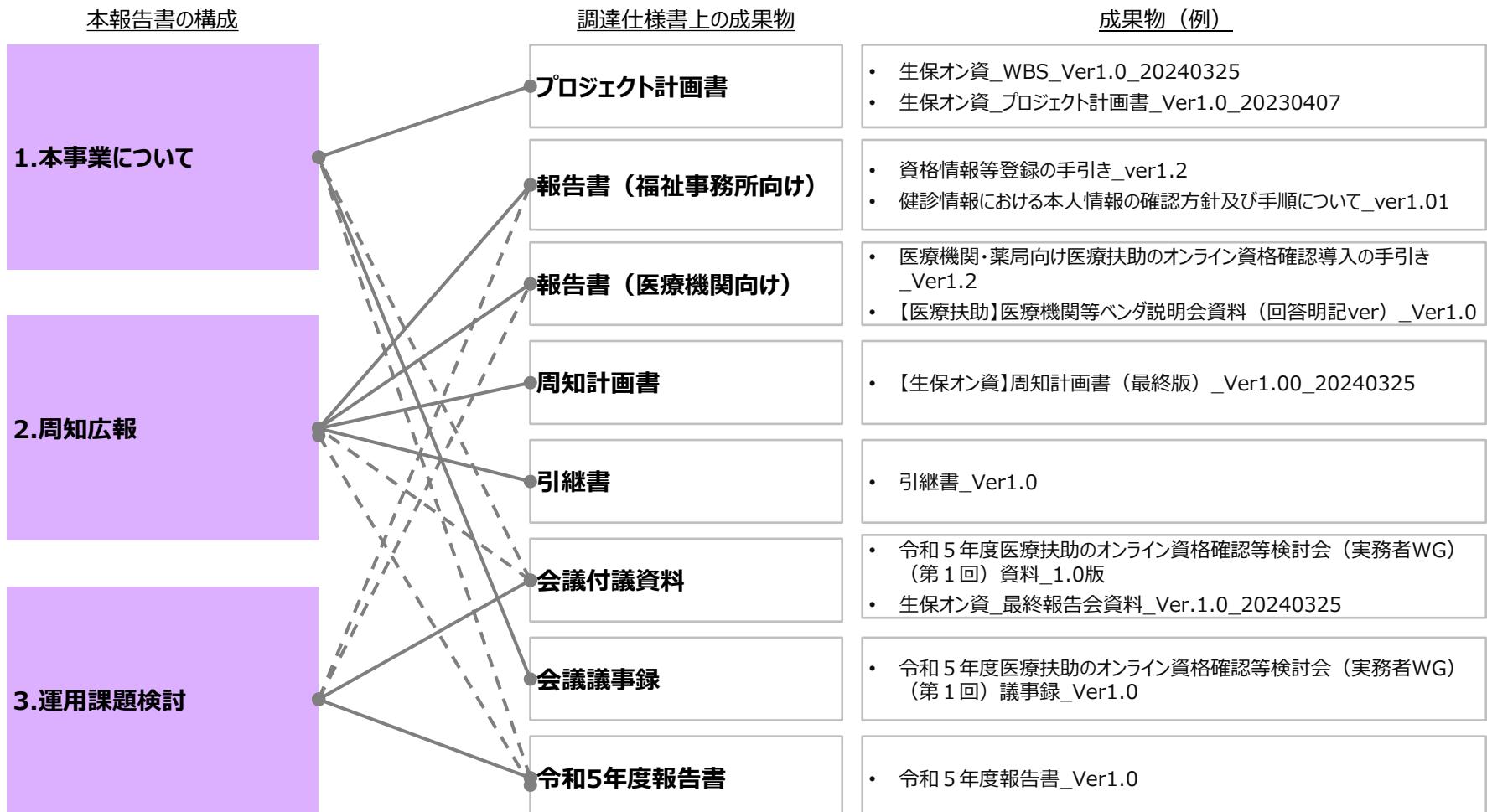
1. 本事業について

1.4. 本報告書の構成

本報告書は、「1.3.1. 本事業の作業内容」に記載の業務単位に沿って作成しています。調達仕様書上の成果物と本報告書の対応関係を以下に示します。

※業務単位：「プロジェクト管理」を除く。

調達仕様書上の成果物⇒本報告書の構成



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「1. 本事業について」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20240325
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230407
資格情報等登録の手引き_ver1.2
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き_Ver1.2
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（回答明記ver）_Ver1.0
【生保オン資】周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325
引継書_Ver1.0
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20230413
【本紙】生保オン資_中間報告資料_Ver.1.00
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20240325
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第1回）資料_1.0版
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第2回）資料_1.0版
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.0_20231109
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20240325
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第1回）議事録_Ver1.0
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第2回）議事録_Ver1.0
令和5年度報告書_Ver1.0

2章：周知広報

2. 周知広報

2.1. 周知計画

- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報**
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報**
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）**
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧**

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.1 周知計画の作成方針

福祉事務所、医療機関・薬局ごとの懸念事項（課題）を押さえた上で、これらの解決を目指した周知計画を作成しました。

福祉事務所、医療機関・薬局における懸念事項（課題）

周知対象

主な懸念事項（課題）

周知のポイント

福祉事務所 (ベンダ含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所システムの改修スケジュールやテストに係る対応の理解不足により、運用開始までに導入できない福祉事務所が発生する可能性がある。・ 福祉事務所における資格情報や健診情報の登録開始後は、他者とのマイナンバー紐付誤りを含むデータ登録のトラブルが増大する可能性がある。・ 運用開始後は、福祉事務所において運用に関する問合せが増大する可能性がある。・ 被保護者がオンライン資格確認の仕組みや意義を理解できず、医療扶助のオンライン資格確認の利用が進まない可能性がある。	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所向けアンケートを実施し、福祉事務所からの疑問点等を把握の上、その内容を周知資料に反映しつつFAQでも公開する。
	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所における資格情報や健診情報の登録開始後は、他者とのマイナンバー紐付誤りを含むデータ登録のトラブルが増大する可能性がある。・ 運用開始後は、福祉事務所において運用に関する問合せが増大する可能性がある。・ 被保護者がオンライン資格確認の仕組みや意義を理解できず、医療扶助のオンライン資格確認の利用が進まない可能性がある。	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none">・ 早期からデータ整備に関する周知および資格情報の真正性の確保に係る対応の周知を実施し、福祉事務所内のデータ精度の向上を図る。登録開始後は、誤入力例を公開する。・ 福祉事務所システムベンダにも上記内容を理解していただくよう周知を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・ 運用課題については関係者会議等で意見等を収集し、事前の漬しこみを行う。現場の実情を踏まえ、福祉事務所・医療機関等への適切な周知を実施。	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所の職員及びシステムベンダ向けだけでなく、福祉事務所を介し被保護者向けの周知も行う。
	<ul style="list-style-type: none">・ 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等が存在する。・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入を促進させる必要がある。	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関等向け総合ポータルサイト/医療機関等ONS/オンライン請求ポップアップ等のチャネルを活用し、医療機関等及び医療機関等ベンダに医療扶助のオンライン資格確認に係る周知を行う。
医療機関・薬局 (ベンダ含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等が存在する。・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入を促進させる必要がある。	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既存のオンライン資格確認基盤の活用が可能、医療扶助オンラインの独自メリット、他オンライン資格確認関連施策との同時導入で作業負担軽減等の周知を行う。
		<p>6</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既存のオンライン資格確認基盤の活用が可能、医療扶助オンラインの独自メリット、他オンライン資格確認関連施策との同時導入で作業負担軽減等の周知を行う。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

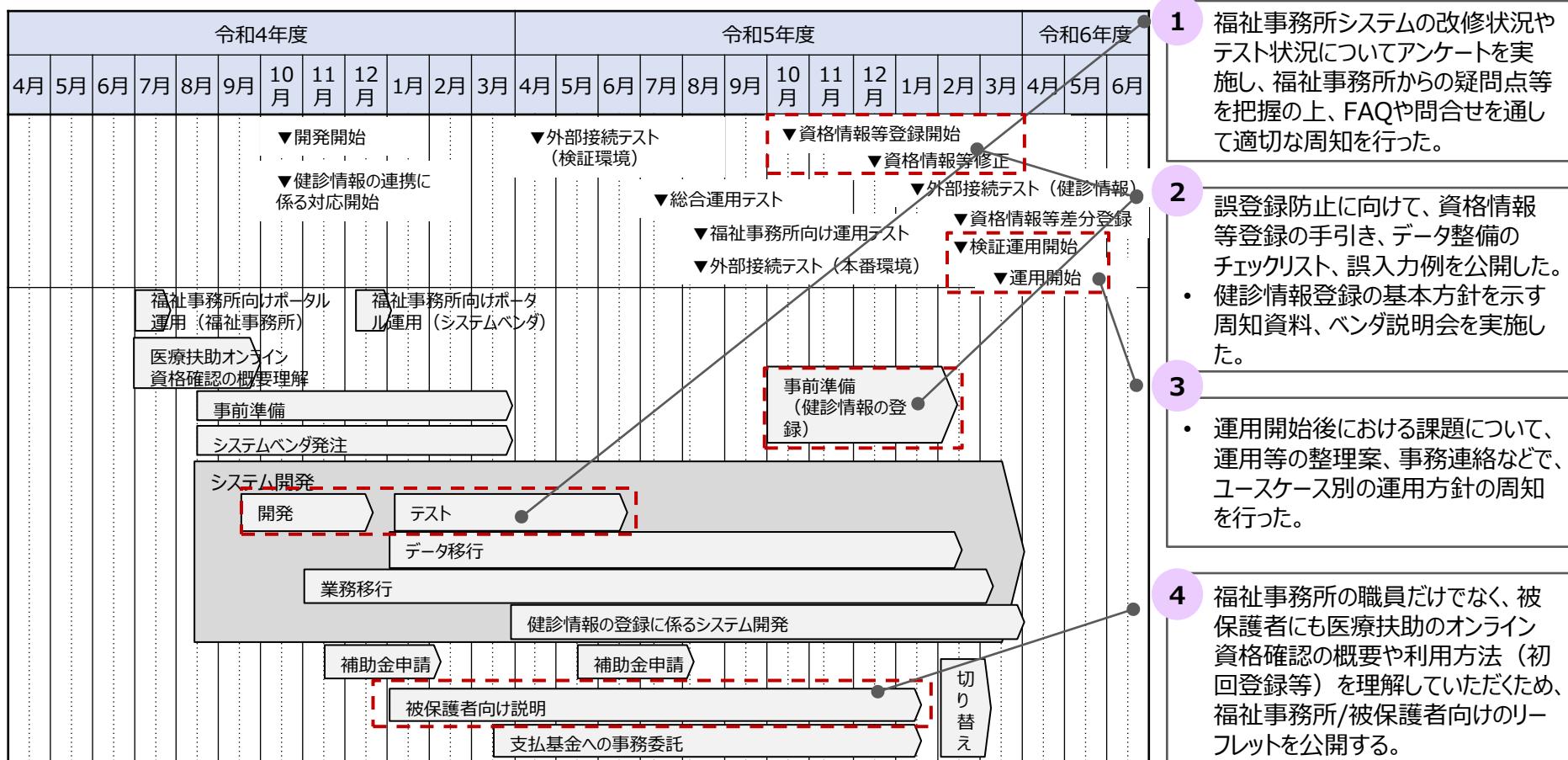
2.1.2 福祉事務所向けの周知計画

福祉事務所向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。

福祉事務所向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

福祉事務所向けの周知計画

周知の主なポイント



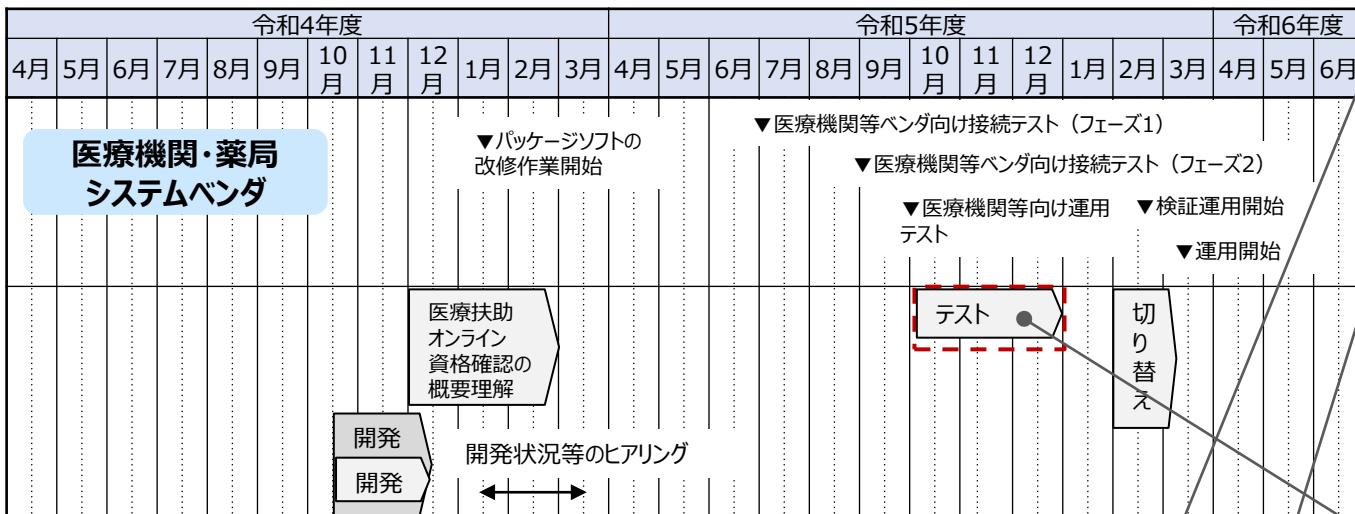
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

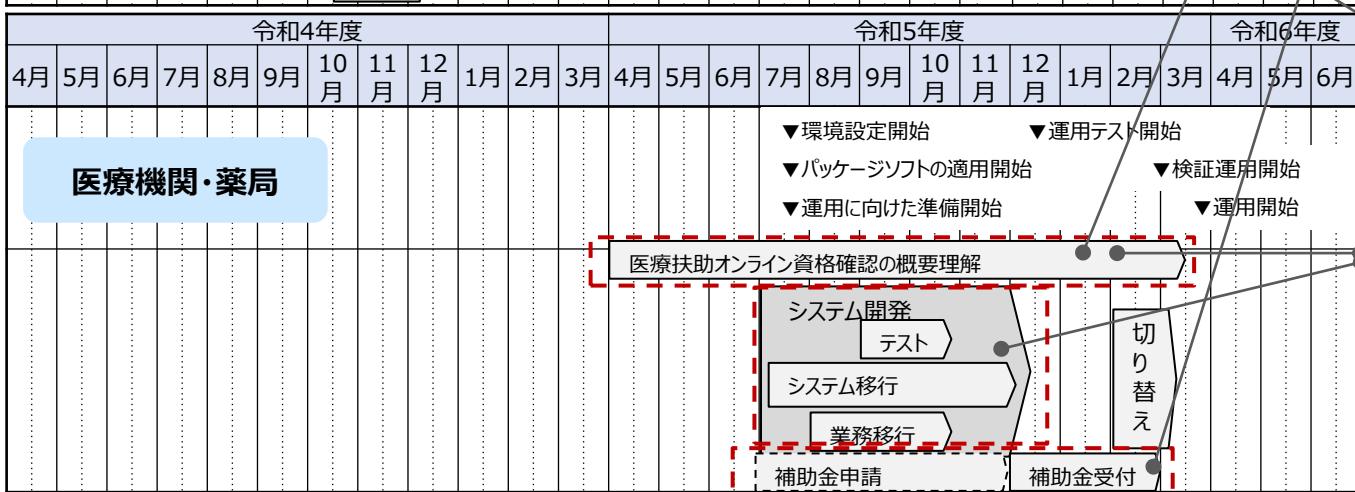
医療機関・薬局向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。医療機関・薬局向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年2月まで）



周知の主なポイント

- 5**
 - 医療扶助のオンライン資格確認への理解を促進していただくよう、各種チャネルを活用し、医療機関等向けの手引き等の周知を行った。
- 5**
 - 医療機関等手引き及びオンライン請求ポップアップを活用し、補助金申請に係る周知を行った。
- 6**
 - 医療機関・薬局のシステムベンダ向け勉強会を開催した。
※他の取組（電子処方箋）との合同開催とした。
- 6**
 - 既存のオンライン資格確認基盤の活用が可能、医療扶助オンライン資の独自メリット、他オンライン資格確認関連施策との同時導入で作業負担軽減等の周知を行う。



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.4 周知計画書

福祉事務所及び医療機関・薬局に“いつ”・“誰が”・“何を周知するか”を整理した周知計画書を作成しました。

周知計画書の詳細は資料「【生保オン資】周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325」に整理しています。

周知計画書

周知対象	No.	大目的	中目的	周知物	周知媒体	2022年度				2023年度				2024年度				担当者															
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1. 福祉事務所・福祉事務所システムペンダ	-	福祉事務所マイルストン	-	-	-																												
-	-	開発スケジュール	-	-	-																												
-	-	開発スケジュール（建設）	-	-	-																												
-	-	福祉事務所向け周知スケジュール	-	-	-																												
-	-	福祉事務所向け周知スケジュール（建設）	-	-	-																												
1-1 福祉事務所向けポータルサイトの運用	-	福祉事務所担当者向け利用開始通知/操作マニュアルの周知	事務連絡																														
1-2 福祉事務所システムへタッチ利用開始通知/操作マニュアルの周知	-	福祉事務所システムへタッチ利用開始通知/操作マニュアルの周知	福事事務所向けポータルサイト																														

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.1. 福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

福祉事務所向けポータルサイトから寄せられる福祉事務所の問合せのうち、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。

また、福祉事務所において円滑にオンライン資格確認を導入できるよう、資格情報等の初回登録や全件J-LIS照会、運用開始等のマイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料の作成を行いました。

福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

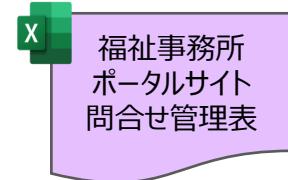
①福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

- ・ 福祉事務所及びシステムベンダからの問合せにおいて、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。
- ・ 回答文案の作成に当たっては、必要に応じて、貴省、支払基金、各システムベンダ等の関係者と協議を行いました。
- ・ また、よくある問合せを分析し、福祉事務所全体への周知が必要だと判断した事項については、周知資料への反映またはFAQの公開を実施しました。

②周知資料の作成

- ・ 福祉事務所の各マイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料を作成しました。
- ・ 資格情報等の登録については、誤登録防止に係る周知（データ整備の対応、資格情報等登録の手引き、全件J-LIS照会・再突合、誤入力チェックシステム'24、誤登録発覚時の対応手順等）を徹底的に行いました。
- ・ 健診情報の登録については、電子証明書の発行に係る周知及び登録に係る基本方針等の周知を徹底的に行いました。

問合せ管理表



周知資料への反映



FAQの公開



各種周知資料



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合
せ対応

②周知資料の作成

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、法律・制度及び補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文案の作成を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせ

<問い合わせ画面>

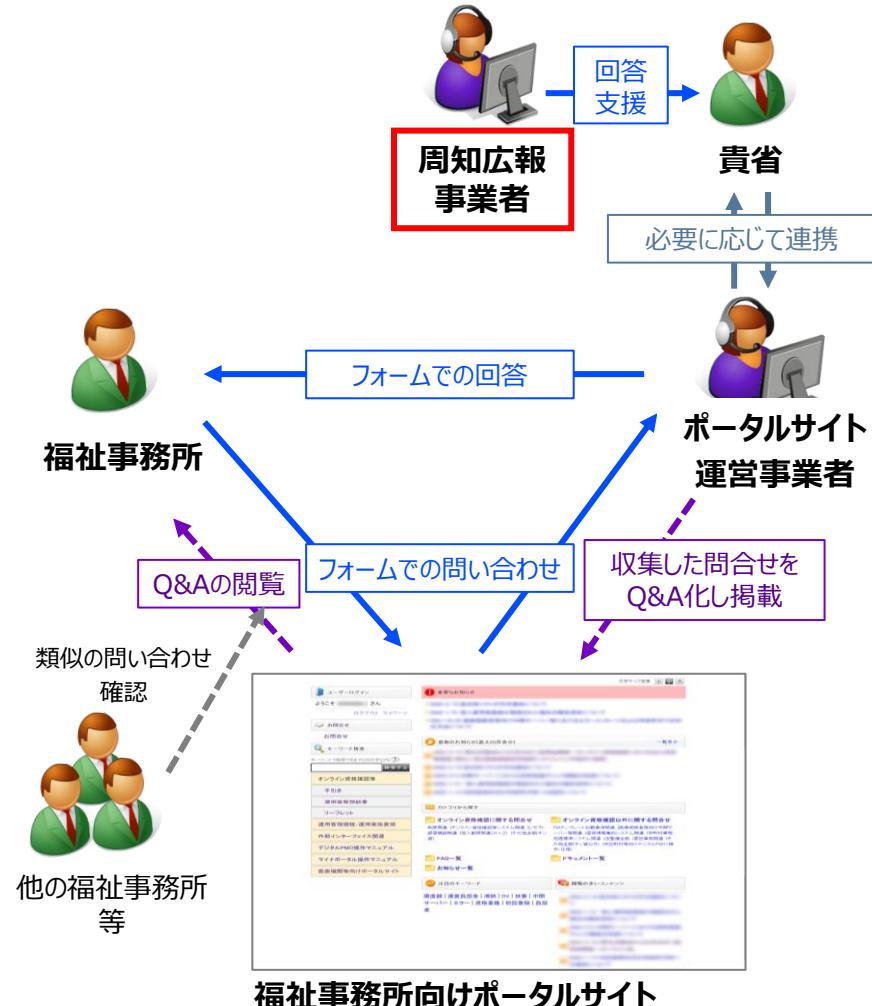
<マイページ> マイページから問い合わせ状況の確認も可能

回答項目が多く煩雑な項目設定にしないことに留意する一方で、質問の概要がクリックで理解できるよう「質問タイトル」といった項目設定等、迅速な回答を実施できるような工夫を実施しました。
また、ユーザーからも、お問合せの状況をマイページより容易に確認が可能です。

■Q&Aの閲覧

<FAQ一覧>

本事業の進行につれQ&Aの増加が見込まれますが、福祉事務所等のQ&A確認が煩雑にならないよう、キーワード検索や、カテゴリ検索の機能を実装しました。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合 せ対応

②周知資料の作成

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せのうち、多くの福祉事務所から問合せを受けたもの及び多くの福祉事務所に関係するものについては、周知資料やFAQの作成に反映し、マス周知（全ての福祉事務所向け）を実施しました。

FAQの公開イメージ

電子署名証明書の発行キャンセルについて

発行元・キャンセルの手数料や申請費用においてはご状況により異なりますので、福祉事務所向けポータルサイトにて、保険者名・福祉事務所名・キャンセル理由を記載のうえお問合せください。[詳細表示](#)

No.427 | 発行時間:2023/02/14 11:10

併用申請登録における電子署名証明書の設定情報について

端末実機等で電子署名証明書の利用「登録」が済んでいた場合、添付された電子署名証明書等を使用いただけが可能となります。ただし、どの端末で申請した電子署名証明書等を特定できるように、電子署名証明書の発行通知書に「健診登録用等」等の文言を添付いただいた等の対応をお願いいたします。[詳細表示](#)

No.428 | 発行時間:2023/02/14 11:08

健診情報登録における電子署名証明書の発行経費について

電子署名証明書の発行費用は150円ですが、これは登録料金の対象となります。よって、払込請求書が発行された払込請求書に記入いただきの後、掛け金申請等のご対応をお願いいたします。なお、令和4年度では扶助金の対象ではなく運送負担金に含まれる方たちとなりますので、追加請求と新規電子署名証明書の有効期限3ヶ月~6ヶ月では。[詳細表示](#)

No.429 | 発行時間:2023/02/14 11:06

健診情報登録における電子署名証明書の発行経費に係る払込請求書について

払込請求書は、宛て通知書発行月の翌々月の初旬に支払金から支拂ふ請求書へ同封するかたまちに本店へ提出いたします。(例)令和4年1月に電子署名証明書の発行通知書を受領された場合、払込請求書は令和4年2月(次年度)になります。なお納期は発行通知書発行月の翌々月の月末となる予定です。なお払込請求書は各福祉事務所ごとに。[詳細表示](#)

No.430 | 発行時間:2023/02/14 11:04 | 更新時間:2023/02/15 17:45

【費用負担】令和6年度から負担する運送負担金の支払い方法は、月払いだけでしょうか。

△ 月払いのほか、年払いでもお支払いいただくことが可能です。なお、支払方法の選択については、4月上旬までに事務連絡の発出等にて、ご連絡をさせていただく予定であります。[詳細表示](#)

No.431 | 発行時間:2023/02/07 22:00

【費用負担】令和6年度から負担する運送負担金に係る振込手数料はどちらの負担でしょうか。

△ 振込手数料につきましては保護の家族機能においてご自負いただけますよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。[詳細表示](#)

Q 電子証明書の発行キャンセルについて

電子証明書の発行をキャンセルすることは可能でしょうか。その場合費用は発生するのでしょうか

カテゴリーリスト > FAQ一覧
トップカテゴリーリスト > システム改修に係るお問合せ > 電子証明書

A 回答

発行キャンセルの可否や費用についてはご状況により異なりますので、福祉事務所向けポータルサイトにて、保険者番号・福祉事務所名・キャンセル理由を記載のうえお問合せください。

周知資料の公開イメージ

5. Q&A（3／3）	
・続き。	
Q7.	10月からのデータ漏洩・問い合わせ等にいつから対応開始できるのか。 また、開始時期については、別途厚労省からの連絡を行われる方。
A7.	原則、令和5年10月4日（水）までの期間中に貴経営情報等の登録が開始できるよう、ご対応をお願いいたします。 登録開始可否となる時期については、厚生労働省社会・生涯開発課運営から相談事務所宛にメールカードを提出して交付する「中間サーバーへの貴経営情報等の登録許可」にて確認ください。 P7.2023年10月4日（水）までに登録できない場合は、令和6年4月には後に登録を行っていただくことがあります。
Q8.	医療扶助を受けていない場合やマイナンバーカードを取得していない場合で、当該被保護者は今回のデータ整備の対象に含まれるのか。
A8.	医療扶助を受けていない場合やマイナンバーカードを取得していない場合でも、データ整備の対象であり、中間サーバーに貴経営情報等を登録いたぐ必要があります。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に伴い、福祉事務所が委託先医療機関等の導入状況を容易に把握できるよう、厚労省HPにて「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」を公開しました。また、福祉事務所向けポータルサイトでも「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」が公開された旨の周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リストに係る周知

福祉事務所向けポータルサイト

Q 医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リストの公開

<2024/3/11>

医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト(Excel・CSVファイル)の最新版を厚生労働省HP([リンク](#))で公開しております。

今後は、厚生労働省HPでリストの更新を行います。

厚労省HP

医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト

医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局

対象医療機関・薬局については、徐々に拡大していく予定です。

- ◆ [医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト \[2.3MB\]](#)
- ◆ [医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト \(CSV\) \[2.6MB\]](#)

*本リストは、医療扶助オンライン資格確認利用設定機関数をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の医療機関・薬局の事情によって変わることがございます。また、詳細な対応状況については、お近くの福祉事務所へご確認ください。

医療扶助のオンライン資格確認 参加医療機関・薬局リスト						(2024年3月11日 現在)
No.	都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称(カナ)	医療機関名称(漢字)
1	北海道	1	0110112489	2024/03/06	リハビリ オン	医療法人室金病院
2	北海道	1	0110113982	2024/02/28	リハビリセイシカカモヒヨウ	医療法人社団正心会室蘭病院
3	北海道	1	0110118027	2024/03/04	リハビリセイシカクリニク	医療法人社団旭山内科クリニック
4	北海道	1	0110118415	2024/02/29	リハビリセイシカハイ	医療法人社団野豊外科医院
5	北海道	1	0110116522	2024/02/28	リハビリセイシカヘルス	医療法人社団札幌外科学記清院
6	北海道	1	0110117702	2024/02/29	リハビリセイシカドコロ	医療法人社団春栄札幌病院
7	北海道	1	0110117975	2024/02/22	リハビリセイシカドマサ	医療法人社団春栄山鼻整形外科
8	北海道	1	0110118015	2024/03/05	リハビリ インカラ	村形耳鼻咽喉科
9	北海道	1	0110118064	2024/03/06	リハビリ インカラクリニック	医療法人社団小島呼吸器科・内科クリニック
10	北海道	1	0110118494	2024/02/27	リハビリ インカラクリニック	医療法人ディースケアクリニック
11	北海道	1	0110118700	2024/02/28	リハビリ インカラ	医療法人社団明眼院
12	北海道	1	0110118809	2024/02/16	リハビリ インカラクリニック	大通1丁目11番地のクリニック
13	北海道	1	0110119013	2024/02/28	リハビリ インカラ	医療法人社団新井田医院

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

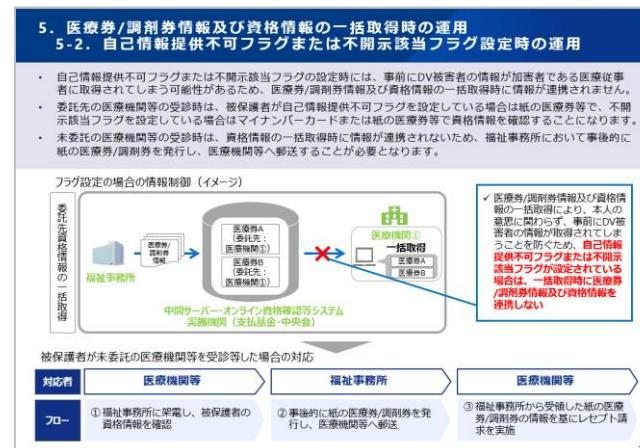
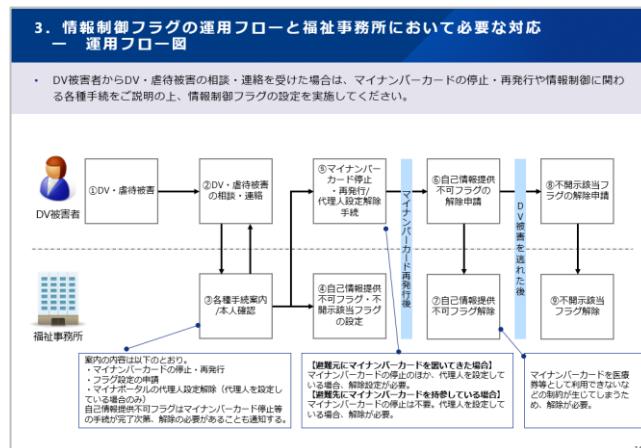
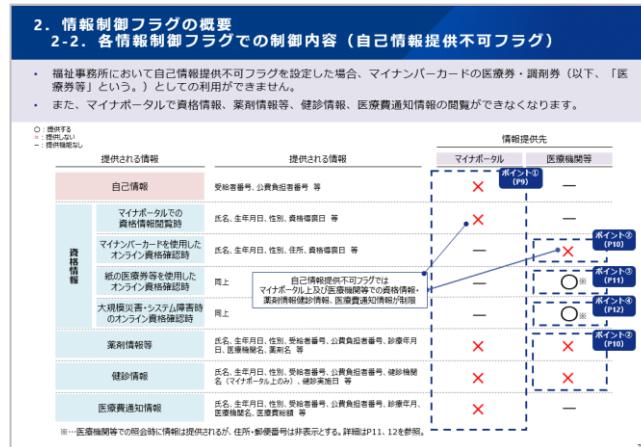
①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

DV・虐待等被害者（以下、「DV被害者」という。）に関して、マイナポータルでの情報閲覧に制限を掛ける必要がある場合の対応を示す資料「医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver1.1」を作成しました。本資料では、情報制御に関するフラグの概要及び福祉事務所における運用フローの概要を示しています。さらに、被保護者向けのリーフレットを別紙として作成しました。本リーフレットは、福祉事務所から被保護者に対する説明資料として配布され、当該情報制御に関する説明を行うためのものです。

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の作成（1/2）

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

前頁の続き

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の作成（2/2）

福祉事務所向け国民配布用リーフレット DV・虐待等被害者の保護

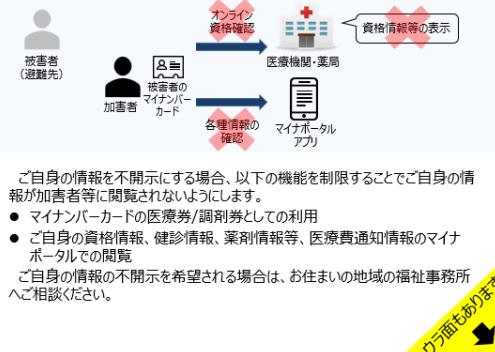
オンライン資格確認におけるDVや虐待等を受けた方の保護に関するお知らせ

「医療扶助のオンライン資格確認」では…

- 医療機関・薬局の窓口において、マイナンバーカードで資格情報の確認を行うことで、医療券/調剤券として利用できるようになります。また、本人の同意があった場合には、医療従事者が健診情報や薬剤情報等の閲覧が可能になります。
- ご自宅等のパソコンやスマートフォンから、マイナポータルを通じて、ご自身の資格情報や健診情報、薬剤情報等を閲覧できるようになります。

DVや虐待等を受けた方は福祉事務所へご相談ください

「マイナンバーカードを、DVや虐待の加害者、その関係者等が所持している」、「医療機関・薬局に勤務する医療従事者等が加害者等である」などの場合、加害者等にご自身の情報を閲覧されないように不開示することができます。



マイナンバーカードを発行されている方のご対応

● マイナンバーカードの停止・再発行

マイナンバーカードを取得し、避難元へ置いてきてしまった場合は、ご自身でマイナンバーカードの利用停止を行う必要がありますので、下記までご相談ください。
※マイナンバー総合フリーダイヤル電話（0120-95-0178）

● マイナポータルの代理人設定解除（加害者を代理人設定している場合）

ご自身のマイナンバーカードの代理人を加害者に設定している場合、加害者にご自身の情報を閲覧される可能性があります。マイナンバーカードの所有者に関わらず、マイナポータルから代理人の解除を行う必要があります。解除方法の詳細はマイナポータル内の「代理人を解除する」をご確認ください。

DVや虐待等の被害がなくなり閲覧制限が不要になったら

お手続きを実施した福祉事務所へ、閲覧制限が不要となったことをご連絡ください。

福祉事務所向け国民配布用リーフレット 健診情報の引継ぎ

健診情報の引継ぎに関するお知らせ

健診情報の引継ぎとは？

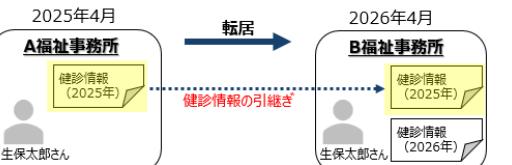
生活保護を受給されている方が、転居に伴って、別の地域の福祉事務所で生活保護を受給されることになった場合、転居前の地域で受診した健診の情報を、転居前の地域の福祉事務所から、転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。

引継ぎの対象者と対象の健診情報

引継ぎの対象者は、生活保護を受給されており、転居に伴い、生活保護を受給する福祉事務所が変更となる方です。

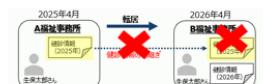
また、対象となる健診情報は、2024年4月以降に健康増進法に基づき実施される健診情報です。

健診情報の引継ぎのイメージ



健診情報の引継ぎを希望しない場合

やむを得ない理由等で、健診情報の引継ぎを希望しない場合は、現在お住まいの地域の福祉事務所へご相談ください。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

令和5年10月の資格情報の初回登録に向けて、福祉事務所に対応いただくための資格情報等登録に係る事前準備を促すため、令和5年4月から8月までの間、月次で福祉事務所向けポータルサイトメールを活用し、福祉事務所へのリマインドを実施しました。

資格情報等登録に係る事前準備のリマインド

福祉事務所宛の資格情報等登録に係る 事前準備の月次リマインドメール

【福祉事務所向けポータルサイト】データ整備に関する公開資料の再確認のお願い

welfare-servicedesk 完成

福祉事務所向けポータルサイトご登録ユーザー 各位

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けてご対応いただきありがとうございます。
福祉事務所向けポータルサイトサービスデスクでございます。

令和5年10月に開始予定である医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号や受給者番号を含む資格情報等の登録作業に向け、福祉事務所様にてご対応いただく必要がある事前準備について、下記の資料を改めてご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
- 資料
 - 【事務連絡】医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について（令和5年1月13日 厚生労働省社会・援護局発出）
※ 厚生労働省から発出されております上記の事務連絡のご確認を改めてお願いいたします。
 - 概要
 - 医療保険者等向け中間サーバー等へ個人番号や受給者番号を含む資格情報等を登録する際に、福祉事務所様にてご対応が必要となる事項及び留意点をまとめた事務連絡
- 加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧(添付ファイルダウンロードページ)
 - 資料添付先
 - お知らせリンク
 - 概要
 - 医療保険者等向け中間サーバー等への加入者情報登録ファイルの登録にあたり、加入者情報登録ファイルで想定される主な誤記入例及び記入ルールをまとめた一覧表

※本お知らせに関するご不明点やご質問につきましては、こちらのメールアドレスへの返信ではなく、福祉事務所向けポータルサイトからお問い合わせください。

福祉事務所向けポータルサイトサービスデスク

添付資料 「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 資格情報等の登録準備について」

4 福祉事務所等における福祉事務所システム内のデータの整備において必要な対応
以下の（1）～（6）の対応が必要となる。

（1） 個人番号の真正性の確保
① 概要
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
一ページ
このた
事務所等
る方針が
その際
た場合、
わざとされ
がある。

都道府県
各 指定都市 民生主旨管部（局）長 懇
中 株式会社
厚生労働省社会・援護局医療扶助課
（ 公 印 省 略 ）

（2） 対応
福
本吉
福
会
福
※
（3） 資料添付
（4） お知らせリンク
（5） 概要
（6） 加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧(添付ファイルダウンロードページ)

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。
医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっては、福祉事務所又は都道府県市本庁（以下、「福祉事務所等」という。）から医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）へ、個人番号や受給者番号を含む資格情報等（加入者情報、医療券、調剤券情報等）を登録する必要があります。
この点について、福祉事務所等において対応が必要となる事項及び留意点を、下記のとおりお知らせするので、御了知いただき、皆内で実施機関に周知いただくようお願いいたします。合わせて、資格情報等の登録準備について御協力をお願いします。

記

1 概旨・目的
医療扶助のオンライン資格確認の導入においては、福祉事務所から中間サーバーへ個人番号や受給者番号を含む資格情報等（加入者情報、医療券、調剤券情報等）を登録する必要があります。
この点、中間サーバーへ資格情報等の登録を行う際に、誤った個人番号や受給者番号を登録した場合には、医療機関等やマイナポータルにおいて当該情報に統一された別の被保護者の資格情報等が表示される恐れがある。また、正しい個人番号や受給者番号にて登録が行われた場合でも、その他のインターネット項目に不適切なデータが設定されている場合には、医療機関等やマイナポータルに不適切なデータが表示され、被保護者が誤った情報を閲覧することが可能となってしまう恐れがある。
中間サーバーへ登録を行うデータの整備については相前の時間がかかることが見込まれるため、早期に着手を行い、令和6年2月からの検証運用、令和6年3月からの本格運用が確実に開始されるよう準備を進める必要がある。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

福祉事務所から医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認の導入を促進するため、地域の医療機関等に対して医療扶助のオンライン資格確認に係る制度を周知するためのガイドラインを作成しました。本ガイドラインでは、医療機関等の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた周知ポイント（導入におけるメリット、導入に置ける懸念点の解消 等）を示しています。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 医療機関・薬局向け説明のガイドライン

2. 医療機関・薬局の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 周知ポイント

- 医療機関等において医療扶助のオンライン資格確認を導入いただくには、医療機関等における導入メリットを把握いただくとともに、導入ハードルとなる対応負荷・費用等の増加に関する懸念点を解消いただくことが必要です。
- 以下に、医療機関等に対して医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する周知ポイントを整理しておりますので、周知いただく際にご留意ください。

周知ポイント

メリットの把握	医療扶助 独自メリット
オンライン資格確認 のメリット拡大	①未委託の医療機関・薬局の受診等を漏らさず検知し、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能となること、②資格情報等一括取得により、被保護者の再来院等なしで事後に登録された情報の確認が可能となることが、医療扶助のオンライン資格確認の独自メリットとなります。
導入コストの削減	・ 対象者が医療扶助の被保護者から、被保護者に拡大され、医療機関等で被保護者の診療情報、薬剤情報等を閲覧可能となり、より良い医療の提供につながります。 ・ 資格情報を即時にシステムで確認・取得することが可能になり、窓口の入力の手間が減ると同時に、入力ミスによる資格過誤を原因とするセレクト返戻も減ります。
導入時の作業負担の 軽減	・ 医療保険のオンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤を活用することで、新たな機器の調達やシステムの刷新が不要であり、また医療扶助のオンライン資格確認導入に係る補助金申請も可能です。
導入後の業務負荷	・ 他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋、訪問診療等）の導入時期が重なり、各種テスト等を同時に実施することで作業負担が軽減される可能性があります。 ・ 追加で変更となる業務は「委託先情報の一括取得」のみを想定しており、画面表示の内容が一部異なる場合（未委託医療機関における表示等）がありますが、大きな業務の変更はないことから、導入後の業務負荷は増えません。

※医療扶助のオンライン資格確認をレセプトコンピューターと連携させる場合は、医療機関等のレセプトコンピューターシステムを改修いただく必要があります。

医療機関・薬局向けの医療扶助の オンライン資格確認導入の手引き（周知ポイント付）

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に際して

- 医療保険のオンライン資格確認に対応システムの活用や、医療扶助のオンライン資格確認の導入によるメリット、懸念点の解消に関する事項をまとめています。
【周知ポイント】
医療扶助のオンライン資格確認の導入によるメリット、懸念点の解消に関する事項をまとめています。
いずれも導入検討に当たって、医療機関等がもっとも关心を持つポイントとなっています。
- 医療扶助のオンライン資格確認を導入する際の関連施策（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る対応）
- ほかのオンライン資格確認の関連施策（医療扶助のオンライン資格確認導入と同時並行で進めることにより対応）

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入時のポイント

- ① 医療保険のオンライン資格確認対応の医療機関等システム基盤活用等で導入コストが削減可能
【周知ポイント】
機器やシステム導入コストについて、システム事業者に導入場所での立ち会い等のオプションを要望した場合に別途費用が追加されることもあるため、導入時に必要とされる対応内容については、あらかじめシステム事業者とご相談いただくことがあります。
- ② 医療扶助のオンライン資格確認における独自リットが享受可能
【周知ポイント】
機器やシステム導入コストについて、システム事業者に導入場所での立ち会い等のオプションを要望した場合に別途費用が追加されることもあるため、導入時に必要とされる対応内容については、あらかじめシステム事業者とご相談いただくことがあります。
- ③ 関連施策との同時並行作業により作業負担が軽減可能
【扶助独自のメリット】
ほかのオンライン資格確認関連施策（電子処方箋、訪問診療等）と導入時期が重なるため、各種テスト等を同時に実施することが可能になる場合がある

※1 システム事業者へ求めるオプション内容（立会い要望など）などで導入時の費用が発生しますので、導入時に必要とされる対応内容について、システム事業者とご相談ください。
※2 各種テスト等の同時並行作業の実施に当たっては、ほかのオンライン資格確認関連施策のスケジュールを確認の上、システム事業者と調整していく必要があります。

※3 医療扶助のオンライン資格確認をレセプトコンピューターと連携させる場合は、医療機関等のレセプトコンピューターシステムを改修いただく必要があります。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報 2.2.2. 周知資料の作成

2.2.3. 周知資料の作成

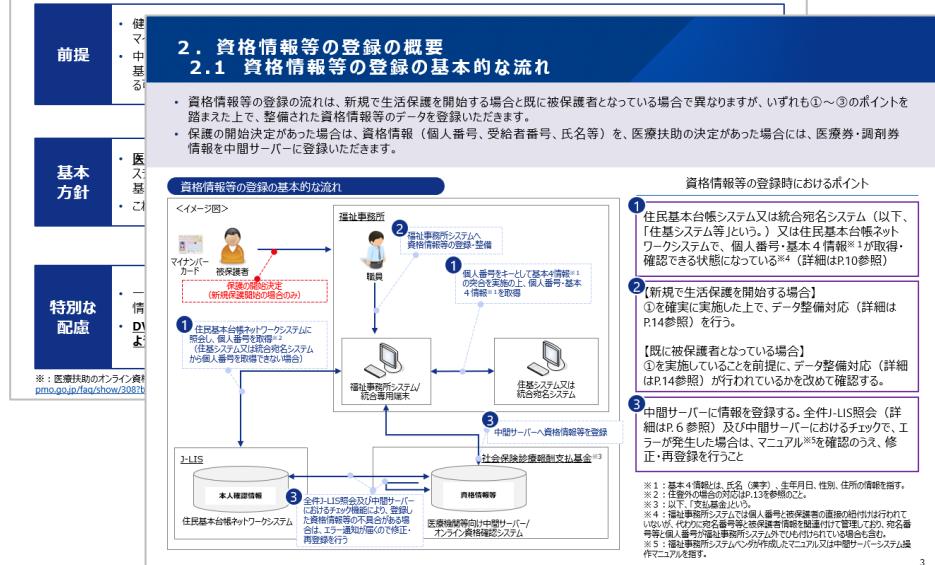
被保護者の資格情報（医療券・調剤券情報を含む）について、真正性を確保したうえで、正確に登録いただくための手引きを作成しました。本手引きには、資格情報等の登録に係る基本的な流れや注意事項などを詳細に説明しています。さらに、資格情報の登録に必要な対応事項を確認するための「データ整備のチェックリスト」も作成しました。本チェックリストは、各福祉事務所がデータ整備に必要な対応を確実に実施するためのものであり、対応後に提出していただくことで、福祉事務所のデータ整備の対応を確実に実施したことを確認しました。

資格情報等登録の手引き/データ整備に係るチェックリスト

資格情報等登録の手引き

3. 資格情報等の登録のポイント 3.1 資格情報等登録の基本方針：住基情報の登録

- ・中間サーバーへの資格情報等の登録に当たっては、住基システム等又是住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号をキーハした基本4情報の照会を行い、一致する情報を登録していく必要があります。
 - ・特別な配慮が必要なDVU-虐待等被害者の方には、自己情報提供不可フラグ及び不開示該当フラグの設定による対応をお願いいたします。



資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト（記入例）

赤字箇所は自治体／福祉事務所における必須記入欄		提出日 福事務所名 保険者コード	2023/9/1 ○○福祉事務所 L0000000		
分類	チェック項目	確認日	担当責任氏	チェック欄	備考欄
1 個人番号の真正性の確保	A、個人番号扶養親権者登録システムで登録されている場合は、以下に該当する場合は「×」を記入。 （在住地が本拠地と異なる場合は、扶養親権者登録システムで登録された在住地と本拠地の住所情報を照合し、基本4事項の一致を確認する） また、既に届け出られている在住地を扶養親権者登録個人番号の真正性の確認についても、扶養基会員または往家住基会員のタグリストを利用し、個人番号の真正性の確認を行なう場合がある。	2023/9/1	生保 太郎	○	
2	B：既存会員セイリミテーションの適用により、扶養親権者登録システム内での個人番号の登録がござります。 扶養親権者登録システムから個人番号を取得する形にて、個人サービス申請時に扶養親権者登録を行なってください。 扶養親権者登録システムの登録確認を行なってください。 （扶養会員本拠地タグリストを利用して開いた画面照合用） また、既に届け出られている在住地を扶養親権者登録個人番号の真正性の確認についても、扶養基会員または往家住基会員のタグリストを利用し、個人番号の真正性の確認を行なう場合がある。	2023/9/1	生保 太郎	×	
3	C：個人番号扶養親権者登録システムで登録している場合は会員名義から個人番号を取得する方法を選択して下さい。扶養親権者登録システムの登録確認を行なってください。 1：扶養親権者登録システムで登録している場合は会員名義として、往家住基会員等または往住基会員本拠地タグリスト内で登録している場合は会員名義として、往家住基会員等または往住基会員本拠地タグリストを利用して開いた画面照合用） また、既に届け出られている在住地を扶養親権者登録個人番号の真正性の確認についても、扶養基会員または往家住基会員のタグリストを利用して個人番号を確認した個人認証情報を提供し、基本4事項の一致を確認するなどの確認の上、扶養親権者登録個人番号の登録確認を行なう場合がある。	2023/9/1	生保 太郎	×	
4 承認者番号の固定化の徹底	被保険者の健診登録ID、福事務所システムにおいて、承認者番号が付与される機能が実装されているか確認を行なってください。 （扶養親権者登録システムの登録確認を行なってください）	2023/9/1	生保 太郎	○	
5	受取者番号＝医療・保険料等の支給行先変更手続にはこれまでにこちら、福事務所システムにおいて、同一の被保険者にて、保険の受取期間中に同一の受取手続による変更が実装されている。	2023/9/1	生保 太郎	○	
6	※ 既往疾患の記述は既往疾患登録欄にて記載する場合と異なり、既往疾患登録欄を受取するようにになった場合等で、当該既往疾患登録欄にて記載する既往疾患登録欄を受取するには可能である。 以下の手順で操作をおこなう。 ①過去に付与された既往疾患番号は、他の被保険者に付与しない運用が確立されている。 ②また、同じく前に記載した既往疾患番号を付与する手続が実装である。 ※ 既往疾患の記述は既往疾患登録欄にて記載する場合と異なり、他の人の情報を閲覧でき可逆性があるため、認めて下さい。	2023/9/1	生保 太郎	○	
7 白由記入欄に登録する情報等の確認	氏名等の自由記入欄に登録する情報等の登録欄でモノ申用紙にて記載していただけた情報（例えば、氏名等の自由記入欄に登録する情報等の登録欄に登録する）等が記載された場合は、それを削除する等の修正を行なう手続が実施できる。	2023/9/1	生保 太郎	○	
8 加入者資格情報に医療券・調剤券の整合性の確保	以下に○で、△でどちらでも可としている。 △：同一の被保険者にて加入者資格情報・医療券・調剤券情報を同一の公費負担者番号と受取者番号の登録が実装されている。 △：同じく同一の被保険者にて同一の公費負担者番号・受取者番号の整合性の確保も同様の手法で実施できる。 ※ 公費負担者番号扶養親権者登録等扶福事務所においては、同一の被保険者の情報に複数の公費負担者番号が紐づいていることがあります。	2023/9/1	生保 太郎	○	
9 医療機関コードの10桁化	連絡用医療機関コード+地址+厚生年齢が公開している医療機関コード（10桁）と同一の値を設定する運用が確立されている。	2023/9/1	生保 太郎	○	
10 賃貸情報等に含まれる外子の修正	※ 地方生年月用に公開している医療機関コード+住所+医療機関コード（都道府県コード+2位+点表表示+1位+生年月+生年月）が記載している場合は、該住所用の10桁登録を行なう。	2023/9/1	生保 太郎	○	#1～#3のタグの項目が「○」であるが「×」である場合は#4～#12のチェック項目が「○」である場合は、「データ登録完了」になります。上記以外の場合は「データ登録未完了」になります。 【データ登録完了】に記載されたチェックリストが提出されたときに、医療・保健医療等向け中間サーバー等への登録が完了したことを意味する。
11 損入力例の確認	※ 同一画面にて登録する。	2023/9/1	生保 太郎	○	2. 【データ登録未完了】に記載されたチェックリストが提出されたときに、医療・保健医療等向け中間サーバー等への登録が完了したことを意味する。
12 フラグ設定による特例制限の適用	既往疾患登録欄にて登録する既往疾患登録欄にて、対象疾患のフラグを登録する運用及び登録の設定を適切に行なう運用が確立されている。	2023/9/1	生保 太郎	○	
	※ 別紙参考：医療扶助のランク・賃貸情報における特例制限用に周知資料	2023/9/1	生保 太郎	○	